

提言「心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成

－「公認心理師養成カリキュラム等検討会」報告を受けて－

1 現状及び問題点

「心理学教育プログラム検討分科会」と「健康・医療と心理学分科会」は、平成29年9月公布の公認心理師養成カリキュラムが、学士課程の質保証を念頭に置いた心理学教育を歪め、心理学研究と研究者養成の体制衰退を招く可能性を危惧し、文部科学大臣並びに厚生労働大臣並びに大学等の公認心理師養成機関に向けて、高等教育としての心理学教育のあるべき姿の堅持の重要性という観点から、以下の5点を提言するものである。

2 提言の内容

(1) 高等教育に相応しい教育課程こそ大学の公認心理師養成の特色とすべきである

大学の公認心理師養成教育は、資格教育だけに専心するのではなく、高等教育の人材養成に相応しい学士力を担保した教育課程を前提にしておこなうべきである。

(2) 公認心理師養成のための大学間・大学院間コンソーシアム制度を確立すべきである

公認心理師養成カリキュラムの実施に当たって、担当教員の不足を補うために、単位互換をおこなう大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」が必要である。そのためには、文部科学省等の関係省庁に対して、この制度を積極的に支援する努力を求めたい。

(3) 「参照基準」に基づいて質を保証する公認心理師養成カリキュラムとすべきである

公認心理師養成において、日本学術会議が 2014 年に発出した心理学教育の「参照基準」を重視した質保証をおこない、5年後の見直しでは、国際標準に沿って公認心理師カリキュラムの再検討が必要である。

(4) 大学と大学院の科目シラバスの明確化と実習マニュアルの策定を急ぐべきである

大学の公認心理師養成カリキュラムには、到達目標はあるが標準シラバスが示されていない。また、大学院の心理学実践科目は、到達目標もシラバスも示されていない。国家資格の養成教育を実施するには、標準的なシラバスと実習マニュアルの策定を急ぐ必要がある。

(5) 技能を真に査定できる国家試験の事例問題の妥当性を検証すべきである

国家試験の「事例問題」の出題について、正解の妥当性を担保できない危険があるので、事前に慎重に検討し、事後検証も徹底すべきである。